

被扶養者資格確認対象組合員の皆様へ

令和7年度被扶養者資格確認にあたり、改めて被扶養者の資格要件について確認してください。

1 被扶養者の要件

被扶養者として認定できるのは、対象者が次の（1）から（3）のすべてを満たす場合で、かつ他の健康保険制度の対象となっていない場合です。

（1）組合員と一定の身分関係にある者（次のいずれかに該当すること）

ア 組合員と同居していることを要しない

組合員の配偶者（組合員と事実上婚姻関係にある者を含む）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 組合員と同居していることが必要

上記ア以外の三親等以内の親族、組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子

（2）日本国内に住所を有する者（日本に住民票があること）

住民基本台帳に住民登録されているかで判断しますが、以下の事由は特例として、日本に住所（住民票）がなくても被扶養者になることが可能な場合があります。

ア 外国において留学する学生

イ 外国に赴任する組合員に同行する者

ウ 就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者（観光、保養又はボランティア活動等）

エ 組合員の海外赴任中に出産・婚姻等で身分関係が生じた者で、イと同等と認められる者

（3）主として組合員の収入により生計を維持する者（次のすべてに該当すること）

ア 対象者の（将来に向かっての）年収見込が130万円未満であること（※）

（60歳以上の者又は障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者の場合は、180万円未満）

イ 対象者を組合員及びその配偶者が共同で扶養しているとき

組合員の収入額が配偶者の収入額より1割以上多いこと（両組合員の場合を除く）

ウ 対象者が別居しているとき

定期的に組合員から対象者に一定以上（組合員の送金額が被扶養者の収入に占める割合が33%以上）の送金がされていること（手渡し不可）

※ 年収130万円未満であっても、アルバイト等により毎月給与を受けているような場合で、収入の実績が基準月額（108,334円）を3か月連續して上回った場合は認定取消となります。

あらかじめ、基準月額を上回る月が3か月を超えて継続することが分かっている場合については、雇用された日から認定取消となります。

また、一時的な収入増があった場合に、一定の条件を満たせば、収入限度額を超過しても引き続き被扶養者として認定が可能となる場合があります。詳細は、16ページ「資格確認Q&A」のQ10を参照してください。

2 認定取消の主な事例

（1）収入によるもの

・65歳に達し、老齢基礎年金の受給が開始となり、基準年額（180万円）を超えていた。

・事業所得を算出する際に扶養認定における必要経費として認められない経費を計上していた。

（2）夫婦共同扶養によるもの

・配偶者（非組合員）の年収の方が組合員より1割以上多かった。

3 被扶養者の資格要件に該当しない事が判明した場合

（1）手続き方法

速やかに「被扶養者申告書」に資格要件を欠いたことがわかる書類等を添付の上、認定取消の手続きを行ってください。

（2）医療費の返納

遡及取消となった場合、その間にかかった医療費の7割から10割相当分が返納となります。

被扶養者資格確認実施要領

I 概要

1 対象者

令和7年7月25日時点で「特別（3号）認定（以下、「特別認定」という。）」である被扶養者

※ ただし、以下に該当する者は対象外とします。

- （1）生年月日が平成15年4月2日以降の者
- （2）令和7年4月1日以降に初めて被扶養者として認定された者
- （3）令和7年7月26日以降に、支部で受理した被扶養者申告書により認定取消の手続きをした者
- （4）令和7年7月26日以降に、後期高齢者医療制度加入^{※1}により資格を喪失した者

※1 75歳以上の者又は65歳以上で一定の障害があると認定された者

2 資格確認対象外となる者の取扱い

「被扶養者資格確認票その1」は、令和7年7月25日時点で特別認定である被扶養者について作成しています。そのため、令和7年7月26日以降、認定取消手続き又は資格喪失した場合は、「被扶養者資格確認票その1」下欄の組合員氏名欄に取消申告を行った日及び資格喪失日を記入し、1枚目は所属所控えとし、残り2枚は各支所へ提出してください。（日付・組合員署名不要）

【記入例】

公立学校共済組合愛知支部 殿

令和7年 月 日 **例① 令和7年8月9日 取消申告**

組合員氏名 **例② 令和7年8月 20日 後期高齢者医療制度加入により資格喪失**

II 提出書類

1 必須書類

- （1）被扶養者資格確認票その1…3枚複写の様式
- （2）被扶養者資格確認票その2…9ページをコピーして記入してください。
- （3）令和7年度（令和6年分）の「所得証明書」又は「（非）課税証明書」^{※1※2}

※1 令和6年中（令和6年1月から令和6年12月）の収入が無い（無収入）場合で、個人番号を利用した情報連携により共済組合が該当被扶養者の地方税関係情報を取得することに同意する場合は添付不要です。詳細は、6ページ「（3）個人番号を利用した情報連携による情報取得の同意欄について」を参照してください。

※2 海外の大学等に留学している者で所得証明書が発行されない場合は、在学証明書及びその訳文の添付で可とします。なお、就労ビザを取得している者は認定取消となります。

2 その他提出書類

(1) 被扶養者の収入に関する書類

被扶養者に収入がある場合は、所得証明書に加え、下記の書類が必要となります。

なお、各書類は原本ではなく写しをとり、写しを取る際は「A4」サイズに統一して提出してください。（大きいサイズのものは縮小するなど見切れる部分がないようにしてください。）

ア 給与収入がある者…雇用上の名称を問わず、雇用主から給料を受け取っている者

- 資格確認対象期間（下表）の給与明細書の写し^{※1} 入金通帳の写しは不可。
- 既に退職している場合は、退職を証する書類（退職証明書、離職票又は源泉徴収票）
※審査の過程で別途、雇用契約書の写しを求める場合があります。

区分	資格確認対象期間 ^{※2}
昨年度資格確認を受けた者	令和6年9月分～令和7年8月分
昨年度資格確認を受けていない者の内、令和6年4月1日以降の新規認定者	認定月分～令和7年8月分
昨年度資格確認を受けていない者の内、認定区分変更者（普通認定→特別認定）	令和7年4月分～令和7年8月分

^{※1} 給与明細書を紛失した場合は、8ページ「給与等支給（見込）状況確認書」をコピーし、勤務先で事業主の証明を受けてください。

^{※2} 資格確認対象期間に収入がない月が含まれる場合はその旨を記載してください。

イ 年金収入^{※1}がある者

- 令和7年度新規年金決定者は「年金証書」の写し
- 直近の「年金支払通知書」の写し又は「年金額改定通知書」の写し^{※2}
※紛失した場合は再交付を受けてください。

^{※1} 個人年金及び年金生活者支援金含む

^{※2} 源泉徴収票の写し及び入金通帳の写しは不可

ウ 事業収入がある者

- 「確定申告書（控）」及び「収支内訳書」の写し
- （青色申告の場合）「青色申告決算書」の写し（収入額及び経費の内訳を証する書類）
- （確定申告を要しない小規模農業の場合）「収入額及び経費の内訳を証する書類」

エ その他の収入がある者

- 収入を証する書類
(例：配当金の場合…確定申告書の写し及び配当金のお知らせ（支払通知書))

(2) 夫婦共同扶養に関する書類 【14 ページ「資格確認Q & A」のQ 5 参照】

夫婦が共同して被扶養者を扶養している場合は、下記の書類の提出が必要です。

組合員の配偶者の区分	添付書類
・組合員の被扶養者 ・公立学校共済組合愛知支部の組合員	不要（夫婦共同扶養非該当）
上記以外 (他の健康保険組合に加入等)	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者に係る令和7年度（令和6年分）の「所得証明書」 上記所得証明書に記載された収入の詳細が確認できる書類（給与収入及び年金収入のみの場合は原則不要ですが、別途追加書類を依頼する場合があります。） <p>※ 夫婦の収入が昨年と今年で大きく異なる場合は、その理由を「被扶養者資格確認票その1」に記入してください。</p>

- 夫婦で被扶養者を共同扶養している場合、原則年間収入額の多い方の被扶養者となります。（夫婦の年間収入の差額が、多い方の1割以内であるときは、同程度の年間収入とみなします。）
- 被扶養者が実父母で、配偶者と実父母が別居している場合は夫婦共同扶養に該当しません。
- 組合員が定年退職後に再任用フルタイム職員、臨時の任用職員等になる場合^{※1}、比較対象となる年間収入額は当該職員として支払われる年間収入見込額となるため、配偶者の年間収入額の方が多くなる場合は配偶者へ扶養替えを行ってください。 ^{※2}

^{※1} 「被扶養者資格確認票その1」中「令和7年の組合員及び配偶者の収入額（見込額）が令和6年と大きく異なる場合」の欄に令和7年収入見込額等を記入してください。

^{※2} 配偶者が愛知支部の組合員以外（民間等）である場合は、配偶者の加入する共済組合、健康保険組合等に要件や手続き方法を御確認ください。

3 被扶養者資格確認票その2について

9ページ「被扶養者資格確認票その2」をコピーし、必要事項を記入の上、以下の該当する添付書類と共に提出してください。

(1) 対象者別 提出書類一覧

区分		「被扶養者資格確認票その2」で記載が必要な項目	添付書類 (次項(2)に記載の書類)	
子	未 婚	同 居	A	
		別 居	A・C	
	既 婚	同 居	A	
		別 居	A・C	
配偶者		同 居	A	
		別 居	A・C	
父母、祖父母		同 居	A・B	
		別 居	A・B・C	
兄弟姉妹		同 居	A・B	
		別 居	A・B・C	
孫		同 居	A・B	
		別 居	A・B・C	
叔父、叔母、配偶者の父 母・祖父母等(その他)		同 居	A・B	
			別居は認定できません	

(2) 添付書類について

a 同居を証する書類

世帯全員の住民票

b 被扶養者の配偶者に関する書類

被扶養者に配偶者がいる場合で、その者が組合員の被扶養者でない場合は配偶者に係る令和7年度(令和6年分)の「所得証明書」が必要です。

※別途、追加書類を依頼する場合があります。

（3）個人番号を利用した情報連携による情報取得の同意欄について

資格確認対象被扶養者が令和6年1月から令和6年12月までの間無収入であり、共済組合が個人番号を利用した情報連携により、当該被扶養者の地方税関係情報を取得することに同意する場合は、「令和7年度（令和6年分）所得証明書」の添付を省略できます。

希望する場合は、9ページ「被扶養者資格確認票その2 D」欄を記入してください。

【注意事項】

- ・現時点で無収入であっても、令和6年中に収入がある場合は対象外となります。
- ・情報取得の結果、当該被扶養者に収入があると認められた場合や情報連携による情報の取得ができない場合は、3ページ 2（1）に記載の書類の提出が必要です。
- ・被扶養者氏名欄は、必ず被扶養者自身が自署してください。組合員の代筆不可。
- ・市区町村記載欄は、対象者の住民票がある市区町村を記載してください。